

議案第178号

渋川市営伊香保温泉駐車場条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市営伊香保温泉駐車場条例

(設置)

第1条 伊香保温泉街における市民及び観光客の利便性の向上並びにイベント利用による観光振興を図るため、渋川市営伊香保温泉駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通自動車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車をいう。
- (2) 大型自動車 道路交通法施行規則第2条の表に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車をいう。
- (3) 自動二輪車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに道路交通法施行規則第2条の表に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (4) 車両 前3号に掲げる普通自動車、大型自動車及び自動二輪車をいう。

(駐車場の利用)

第4条 駐車場は、次に掲げる用途に利用することができる。

- (1) 1時間を単位とする車両の駐車（以下「一時利用」という。）
- (2) 1月を単位とする車両の駐車（以下「定期利用」という。）
- (3) 観光客の誘致を目的としたイベントの開催（以下「観光イベント利用」という。）

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める用途

2 駐車することができる車両の種類及び利用の用途は、別表第2に定めるとおりとする。

3 観光イベント利用ができる駐車場は、渋川市営物聞駐車場、渋川市営常磐駐車場及び渋川市営石段アルウィン公園東駐車場とする。

(利用の許可)

第5条 駐車場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、駐車場の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場の利用を許可しない。

(1) その利用が駐車場の設置の目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。

(4) その利用が駐車場を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は駐車場の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(2) 第5条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(6) 災害その他の事故により、利用できなくなったとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(供用の休止)

第8条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の一部又は全部の供用を休止することができる。

(使用料)

第9条 使用料は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(使用料の納付)

第10条 一時利用の利用者は、利用を開始し、又は終了するときに使用料を納付しなければならない。

2 定期利用の利用者は、毎月末日までに、その月の使用料を納付しなければならない。

3 観光イベント利用の利用者は、指定された期限までに、使用料を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 道路交通法に規定する緊急自動車を駐車させるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により駐車場又は駐車場の附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(事故の免責)

第14条 天災、火災、盗難、衝突その他市の責めに帰さない理由によって利用者及び第三者が被った損害に対しては、市は、その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第15条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 駐車場の利用の許可に関すること。

(2) 駐車場及び駐車場の附属設備等の維持管理に関すること。

(3) その他駐車場の管理に関し、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、駐車場を適正に利用者の利用に供しなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条及び前条の規定の適用については、第4条第1項、第5条、第7条第1項及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第2項及び前条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 市長は、相当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、第9条に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を收受させる場合における第7条及び第9条から第12条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、渋川市営駐車場条例（平成18年渋川市条例第183号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例に規定する駐車場に係るものに限り、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
渋川市営物聞駐車場	渋川市伊香保町伊香保588番地1他2筆
渋川市営常磐駐車場	渋川市伊香保町伊香保588番地1他5筆
渋川市営石段アルウィン公園東駐車場	渋川市伊香保町伊香保94番地2
渋川市営石段アルウィン公園西駐車場	渋川市伊香保町伊香保614番地7
渋川市営石段アルウィン公園北駐車場	渋川市伊香保町伊香保614番地1
渋川市営石段アルウィン公園内駐車場	渋川市伊香保町伊香保615番地2他1筆
渋川市営八千代橋駐車場	渋川市伊香保町伊香保116番地1

別表第2（第4条関係）

名称	車両の種類	用途
渋川市営物聞駐車場	普通自動車 自動二輪車	一時利用
渋川市営常磐駐車場	普通自動車	定期利用
渋川市営石段アルウィン公園東駐車場	大型自動車	一時利用
渋川市営石段アルウィン公園西駐車場	普通自動車	一時利用
渋川市営石段アルウィン公園北駐車場	普通自動車	一時利用

車場		
渋川市営石段アルウィン公園内駐 車場	普通自動車	一時利用
渋川市営八千代橋駐車場	普通自動車	一時利用

別表第3（第9条関係）

名称	車両の種類	用途	使用料	
渋川市営物聞駐 車場	普通自動車	一時利用	最初の2時 間まで	300円
			最初の2時 間を超えた 1時間につ き	100円
			泊留料（午 後3時から 翌日午前1 0時まで）	810円 （泊留料の適用 時間以外の時間 にわたって駐車 する場合は、1 時間増すごとに 100円を加算 する。）
	自動二輪車	一時利用	最初の2時 間まで	100円
			最初の2時 間を超えた 1時間につ き	100円
			泊留料（午 後3時から 翌日午前1 0時まで）	300円 （泊留料の適用 時間以外の時間 にわたって駐車

				する場合は、1時間増すごとに100円を加算する。)
渋川市営常磐駐車場	普通自動車	定期利用	1月	4,190円
渋川市営石段アルウィン公園東駐車場	大型自動車	一時利用	最初の2時間まで	1,010円
			最初の2時間を超えた1時間につき	200円
			泊留料（午後3時から翌日午前10時まで）	2,030円 （泊留料の適用時間以外の時間にわたって駐車する場合は、1時間増すごとに200円を加算する。）
渋川市営石段アルウィン公園西駐車場	普通自動車	一時利用	最初の2時間まで	500円
			最初の2時間を超えた1時間につき	100円
渋川市営石段アルウィン公園北駐車場	普通自動車	一時利用	最初の2時間まで	500円
			最初の2時間を超えた	100円

			1 時間につ き	
渋川市営石段アル ウィン公園内駐車 場	普通自動車	一時利用	最初の 2 時 間まで	5 0 0 円
			最初の 2 時 間を超えた 1 時間につ き	1 0 0 円
渋川市営八千代橋 駐車場	普通自動車	一時利用	最初の 2 時 間まで	5 0 0 円
			最初の 2 時 間を超えた 1 時間につ き	1 0 0 円

備考 一時利用において駐車時間に 1 時間未満の端数があるときは、その  
端数を 1 時間として計算するものとする。

別表第 4（第 9 条関係）

名称	用途		使用料
渋川市営物聞駐車 場	観光イベント利用 (1 日当たり)	全面利用	1 8, 0 0 0 円
		1 / 2 利用	9, 0 0 0 円
		1 / 4 利用	4, 5 0 0 円
渋川市営常磐駐車 場	観光イベント利用 (1 日当たり)	全面利用	1 8, 0 0 0 円
		1 / 2 利用	9, 0 0 0 円
		1 / 4 利用	4, 5 0 0 円
渋川市営石段アル ウィン公園東駐車 場	観光イベント利用 (1 日当たり)	全面利用	6, 0 6 0 円
		2 / 3 利用	4, 0 4 0 円
		1 / 3 利用	2, 0 2 0 円

備考 観光イベント利用において利用時間に 1 日未満の端数があるときは  
、その端数を 1 日として計算するものとする。

## 理 由

八千代橋駐車場（旧伊香保行政センター跡地）の供用開始及び渋川市営駐車場条例で規定する駐車場のうち伊香保温泉観光施設事業特別会計で所管している駐車場を別途管理するため、条例を制定しようとするものである。